

# 新型コロナ感染拡大防止のためのイベント中止に伴う法律関係

弁護士 中務 正裕  
弁護士 西川 昇大



弁護士  
米国ニューヨーク州弁護士  
**中務 正裕**  
(なかつかさ まさひろ)

(出身大学)  
京都大学法学部  
米国ノースウェスタン大学  
コースクール(LL.M)

(経歴)  
1994年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(46期)  
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)  
2006年4月  
ニューヨーク州弁護士登録  
2008年10月~2012年3月  
京都大学法科大学院 非常勤講師  
2015年4月~2016年3月  
大阪弁護士会副会長  
2019年度 堺市包括外部  
監査人

(取扱業務)  
国内外M&A  
ファイナンス・金融法務  
会社法務 等



弁護士  
**西川 昇大**  
(にしかわ しょうた)

(出身大学)  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

(経歴)  
2018年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(71期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

(取扱業務)  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、多くの人が集まるイベントを中止または延期する動きが広がっています。政府は、2020年2月26日、大規模なスポーツやイベントを今後2週間程度は中止または延期するように求め、これを受けて、多くの業界において、イベントの中止や延期が決定されました。主催者としては、イベントを実施するか、中止または延期するのかが非常に悩ましい問題であり、感染拡大防止の観点から中止した場合、出演予定者や出店予定者などから損害賠償を受けることはないのかという懸念がある一方、出演予定者等からは、その準備にかかった費用など、誰も補填してくれないのか、という問題があります。そこで、このような場合の法律関係を考察したいと思います<sup>1</sup>。

## イベント中止が「当事者双方の責めに帰することができない事由」によるか

本年4月1日から施行されている改正民法536条1項は、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる」としています。そこで、まずイベント中止が「双方の責めに帰することができない事由」によるか、という点の検討が必要です。

いわゆる自然災害等による不可抗力による場合ではありませんが、政府要請に基づく感染拡大防止という公益的観点からすれば、不可抗力に準じて、双方の責めに帰することができない事由と認められる可能性は高いと思われます。その場合、イベント中止となり、出演契約や出店契約は、履行が不能となりますので、契約の解除を求めることが可能であり、主催者は、タレントの出演料の支払など、反対給付の履行を拒むことができることとなります<sup>2</sup>。

他方、出演予定者等からすれば、強制力のあるイベント中止要請ではない以上、不可抗力に準ずるものではなく、主催者都合による中止であるとし、反対給付(自己が利益を得た分を除く)を求める余地は残りますし、少なくとも既に出費されている必要経費について主催者側に損害賠償を求めることは考えられます<sup>3</sup>。

## 合意により損失の公平な分担が求められる

上記の問題は、契約書でイベント中止の場合の規定が定められておれば、第一義的にはその解釈・適用によることとなりますが、特に契約書に定めがない場合には、当該イベント中止が、客観的にみてやむを得ないものであったと言えるかどうかという点に帰着するため、具体的な事案、事情に基づき司法判断で決着せざるを得ない部分があります。

もっとも、感染拡大防止の社会的な要請に基づくイベント中止であることから考えて、一律に当事者の一方が負担するという解決よりも、損失の公平な分担という観点から、関係者協議のうえ、合意による解決を図ることが求められると思います。具体的な一例としては、以下のような解決も公平に適うのではないかと考えますので、ご参考ください。

### ① 出演料等の支払

⇒イベント中止を不可抗力に準じた取扱いとし、支払われない。

### ② 既に出費されている必要経費に対する補填(出演、出店予定者が既に上演・出店に必要な機材等をレンタルして、そのキャンセル料がかかる等)

⇒不可抗力に準ずると考えれば、主催者側にはその損害について賠償義務がないとも考えられるが、損害の公平な分担という観点からは、主催者側についても一定割合の負担を検討する。

### ③ 協賛金、協賛品があった場合

⇒イベントを中止する以上、受け取る理由がないので返却する。

1 本稿執筆時点(3月初旬)における民法の解釈による考察であり、具体的な事案(契約内容)によっては異なる場合があることをご留意ください。また、今後、特別な法令や業界団体による方針等により今後、対応が変更される可能性はあります。  
2 改正前民法による場合も、考え方は同じです。  
3 イベント中止による損害を補償する「興行中止保険」という保険がありますが、現時点では「新型コロナウイルスの感染拡大防止」を理由とするイベントの中止については、原則として同保険の対象外とされています。